

別紙 2

「ハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 12 年 5 月 17 日 12 農産第 2891 号 農産園芸局長通達)
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 36 のハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果 実に係る植物検疫の実施については、平成 12 年 5 月 17 日農林水産省告示 第 713 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定 めるところによる。 1 ～ 2 〔略〕 3 保管場所及び保管期間 (1)〔略〕 (2)(1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から <u>14</u> 日以内と するものとする。 (3)〔略〕 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1)消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ 合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査 と共同して行うものとする。 (2)(1)の調査は、原則として<u>1 年</u>に 1 回以上行うものとする。 5 検査及び消毒の確認 告示 5 の検査及び消毒の確認は、<u>原則として 1 年に 1 回以上消毒施設 において、次により行うものとする。</u> <u>(1) 消毒実施の確認</u> ア 蒸熱処理施設内に積みあげられた生果実の上部、中部及び下部の生 果実の中心が飽和蒸気により 47.2 度に達したこと、生果実の中心温度 の測定点が正確であったこと等を確認すること。 イ <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示 4 の消毒の実施記録を 確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。</u> (2)輸出検査の確認 ア 生果実のこん数の 1 パーセント以上について行い、検疫有害動植物 のないことを確認すること。 イ <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した輸出検査の記録を確認し、</u>	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 36 のハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果 実に係る植物検疫の実施については、平成 12 年 5 月 17 日農林水産省告示 第 713 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定 めるところによる。 1 ～ 2 〔略〕 3 保管場所及び保管期間 (1)〔略〕 (2)(1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から <u>8</u> 日以内とす るものとする。 (3)〔略〕 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1)消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ 合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査 と共同して行うものとする。 (2)(1)の調査は、原則として<u>3 カ月</u>に 1 回以上行うものとする。 5 検査及び消毒の確認 告示 5 の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。 <u>(1) 消毒実施の確認</u> 蒸熱処理施設内に積みあげられた生果実の上部、中部及び下部の生 果実の中心が飽和蒸気により 47.2 度に達したこと、並びに生果実の中 心温度の測定点が正確であったこと等を確認すること。 <u>(2) 輸出検査の確認</u> ア 生果実のこん数の 5 パーセント以上について行い、検疫有害動植物 のないことを確認すること。 イ <u>上記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付</u>

改 正 後	現 行												
<u>輸出検査においてミバエ類等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。</u> <u>(3)(1) 及び (2) の結果、消毒実施が不十分であると判断されたとき又はミバエ類が発見されたときは、その原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止する。</u>	<u>着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないこと。</u> <u>(3) 検疫証明書</u> <u>ア 植物防疫官は、(1) により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び (2) の輸出検査の確認により検疫有害動植物が認められないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。</u> <u>イ アの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとする。</u> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO </td></tr> <tr> <td>Master Certificate No.</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>Package No.</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>Date of Disinfection:</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>Certified by _____</td><td>(USDA Inspector)</td></tr> <tr> <td>Certified by _____</td><td>(Japanese Inspector)</td></tr> </table> <u>又は</u>	PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO		Master Certificate No.	_____	Package No.	_____	Date of Disinfection:	_____	Certified by _____	(USDA Inspector)	Certified by _____	(Japanese Inspector)
PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO													
Master Certificate No.	_____												
Package No.	_____												
Date of Disinfection:	_____												
Certified by _____	(USDA Inspector)												
Certified by _____	(Japanese Inspector)												

改 正 後	現 行
6 検疫証明書 ア 生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付するものとする。 PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified by _____ (USDA Inspector) イ アの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付するものとする。	PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO Master Certificate No.: Package No. Date of Disinfection: Certified by _____ USDA Inspector _____ Japanese Inspector <u>ウ イの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、アによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。</u> <u>(4) (1) 及び (2) の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。</u>

改 正 後	現 行
7 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1)〔略〕 (2)〔略〕 (3)(1)の確認は、<u>原則として1年に1回以上実施するものとする。</u> 8 表示 (1)告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 ア 輸出検疫終了の表示 PPQ, APHIS, USDA T R E A T E D イ 仕向地の表示 FOR J A P A N (2)〔略〕 9 輸入検査 (1)～(3)〔略〕 (4)植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がこん包になされていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われた消毒施設で処理された荷口でない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5)〔略〕	6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1)〔略〕 (2)〔略〕 (3)(1)の確認は、<u>4か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。</u> 7 表示 (1)告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 ア 輸出検疫終了の表示 イ 仕向地の表示 (2)〔略〕 8 輸入検査 (1)～(3)〔略〕 (4)植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がこん包になされていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示9の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損又は開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5)〔略〕